

東かがわ市建設工事共同企業体事務取扱要領

平成 15 年 4 月 1 日

告示第 23 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 5 第 1 項、第 167 条の 5 の 2 及び第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、市の発注する工事に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する共同企業体に必要な資格及び共同企業体による施工対象工事を、東かがわ市建設工事執行規則(平成 15 年東かがわ市規則第 97 号。以下「規則」という。)第 9 条第 1 項ただし書、第 28 条ただし書及び第 29 条第 1 項ただし書の規定に基づき、共同企業体に係る建設工事入札参加資格審査申請書、工事請負契約書及び工事完成保証人その他必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第 2 条 共同企業体の事務取扱については、この要領に定めるもののほか、規則及び東かがわ市建設工事指名競争入札参加者資格基準(平成 15 年東かがわ市告示第 18 号。以下「資格基準」という。)の定めるところによる。

(定義)

第 3 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。
- (2) 特定建設工事共同企業体 大規模であって技術的難度の高い工事、地元建設業者への建設技術の移転が図られる工事等について、確実かつ円滑な施工を図ることを目的として、当該工事ごとに結成する共同企業体をいう。
- (3) 経常建設共同企業体 優良な中小建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化することを目的として結成する共同企業体をいう。
- (4) 契約担当者 東かがわ市契約規則(平成 15 年東かがわ市規則第 35 号)第 2 条第 3 号に規定する契約担当者をいう。
- (5) 有資格業者 規則第 9 条第 2 項の規定により指名競争入札参加資格者名簿に登録された者をいう。
- (6) 資格審査 資格基準第 7 条において準用する資格基準第 2 条第 1 項に規定する資格審査をいう。
- (7) 等級 資格基準第 2 条第 3 項(資格基準第 7 条において準用する場合を含む。)に規定する区分をいう。

(特定建設工事共同企業体による施工対象工事等)

第 4 条 特定建設工事共同企業体による施工対象工事は、設計金額 3 億円(工事の特殊性等により特に必要と認められる場合にあつては、1 億円)以上の工事であつて、確実かつ円滑な施工を図るため特定建設工事共同企業体に行わせることが必要と認められるものとする。

2 前項に規定する工事を確実かつ円滑に施工することができると思われ有資格業者(以下「特定有資格業者」という。)があるときは、特定建設工事共同企業体により行わせる競争入札に当該特定有資格業者を参加させることができるものとする。

(特定建設工事共同企業体の資格)

第5条 特定建設工事共同企業体は、あらかじめ契約担当者が示した要件を満たした有資格業者のうち2人又は3人のものにより任意に結成するものとする。

2 特定建設工事共同企業体の構成員は、同一発注工事について、併せて他の特定建設工事共同企業体の構成員となること又は特定有資格業者として第4条第2項の入札に参加することはできないものとする。

3 経常建設共同企業体及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となることはできないものとする。

4 特定建設工事共同企業体の構成員の組合せは、発注工事に対応する工事の種類の上位の等級に格付けされている有資格業者間又は最上位の等級に格付けされている有資格業者と次順位の等級に格付けされている有資格業者間のものとする。

5 特定建設工事共同企業体の各構成員の出資の割合は、次の各号に掲げる構成員の数に応じ、当該各号に掲げる割合以上であるものとする。

(1) 2人 30パーセント

(2) 3人 20パーセント

6 特定建設工事共同企業体の代表者は、出資の割合が最大の構成員とする。ただし、出資の割合が同じであるときは、客観点数（建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査に基づいて算出した総合評点）の高い構成員又は上位の等級に格付けされている構成員とする。

（特定建設工事共同企業体に係る競争入札の参加手続等）

第6条 市長は、特定建設工事共同企業体又は特定建設工事共同企業体及び特定有資格業者を指名競争入札に参加させようとするときは、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を公示するものとする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格

(2) 入札に付する工事名及び工事の場所

(3) 入札参加資格審査の申請の受付期間及び受付場所

(4) 入札を行う日時及び場所

(5) その他必要な事項

2 規則第6条第1項の公告又は前項の公示に基づき特定建設工事共同企業体を結成して競争入札に加わろうとする特定建設工事共同企業体は、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第1号）に特定建設工事共同企業体協定書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書（指名競争入札に係るものに限る。）を受理したときは、これを資格審査の上、指名競争入札参加資格者名簿に登載するものとする。

4 契約担当者は、前項の指名競争入札参加資格者名簿に登載された特定建設工事共同企業体のうちから指名し、指名競争入札に付するものとする。

（経常建設共同企業体による施工対象工事）

第7条 経常建設共同企業体による施工対象工事は、資格審査の上格付けされた経常建設共同企業体の等級に応じた設計金額の規模の工事とする。

（経常建設共同企業体の資格）

第8条 経常建設共同企業体は、2人又は3人の有資格業者により任意に結成するものとする。

る。ただし、市長が継続的な協業関係が確保され、円滑な共同施工に支障がないと認めるときは、4人又は5人の有資格業者により結成することができる。

- 2 経常建設共同企業体の構成員は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1号に規定する中小企業者に限るものとする。
- 3 経常建設共同企業体の構成員は、原則として、併せて他の経常建設共同企業体の構成員となることはできないものとする。
- 4 経常建設共同企業体及び中小企業等協同組合法第3条に規定する中小企業等協同組合は、経常建設共同企業体の構成員となることはできないものとする。
- 5 経常建設共同企業体の構成員の等級の組合せは、当該経常建設共同企業体が指名競争入札参加資格審査の申請をしようとする工事の種類同一の等級又は直近の等級に格付けされている有資格業者間のものとする。ただし、下位の等級に格付けされている構成員に十分な施工能力があると認められるときは、直近2等級までに格付けされている有資格業者間のものとするができる。
- 6 経常建設共同企業体の各構成員の出資の割合は、次の各号に掲げる構成員の数に応じ、当該各号に掲げる割合以上であるものとする。
 - (1) 2人 30パーセント
 - (2) 3人 20パーセント
 - (3) 4人 15パーセント
 - (4) 5人 12パーセント
- 7 経常建設共同企業体の代表者は、構成員のうちから互選された者とする。
(経常建設共同企業体に係る指名競争入札の参加手続等)

第9条 指名競争入札に加わろうとする経常建設共同企業体は、あらかじめ、経常建設共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第1号）に経常建設共同企業体協定書その他市長が必要と認める書類を添えて、別に告示して定める受付期間内に市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、これを資格審査の上、指名競争入札参加資格者名簿に登載するものとする。
- 3 前項の資格審査において、工事の種類に応じ、経常建設共同企業体の等級が当該経常建設共同企業体の各構成員が単体として格付けされた等級のうち最上位の等級よりも下位の等級になるときは、当該最上位の等級を当該経常建設共同企業体の等級とみなすものとする。
(共同企業体の組織変更等の制限)

第10条 特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体（以下「共同企業体」という。）は、構成員の脱退（市長及び他の構成員全員の承認があったものに限る。）又は構成員の破産若しくは解散による場合を除くほか、指名競争入札参加資格者名簿の有効期間中及び契約を締結した工事の施工中において、共同企業体の構成員の出資の割合及び共同企業体の代表者を変更することはできないものとする。

- 2 共同企業体は、指名競争入札参加資格者名簿の有効期間中及び契約を締結した工事の施工中において、新たな構成員を加えることはできないものとする。
- 3 共同企業体は、指名競争入札参加資格者名簿の有効期間中において、第5条若しくは第8条の資格の要件を欠くに至ったとき、又は前2項の規定に違反したときは、当該指名競争入

札参加資格者名簿のうち当該共同企業体に係る部分は、効力を失うものとする。この場合において、契約を締結した工事で施工中のものについては、当該工事について当該共同企業体を契約の相手方とするものとする。

(入札)

第 11 条 契約担当者は、共同企業体が提出する入札書については、共同企業体の名称及びその代表者である構成員を明記の上、構成員全員の連名で記名押印させるものとする。ただし、1人の構成員に他の構成員が入札に関する権限を委任している場合には、共同企業体の名称及び受任構成員であることを明記の上、受任構成員のみで記名押印させることができる。

(契約書の作成)

第 12 条 契約担当者は、共同企業体と作成する契約書については、共同企業体の名称及びその代表者である構成員を明記の上、構成員全員の連名で記名押印させるものとする。

2 前項の契約書は、工事請負契約書(様式第2号)によるものとする。

3 第1項の契約書には、共同企業体協定書の写しを添付させるものとする。

(共同企業体編成表の提出)

第 13 条 契約担当者は、共同企業体に対して、契約締結後速やかに運営委員会の委員名並びに工事事務所の組織及び人員配置等を記載した共同企業体編成表を提出させるものとする。

(通知等)

第 14 条 契約担当者は、指名競争入札執行の通知並びに工事の監督及び請負代金の支払等の契約に基づく行為については、すべて共同企業体の代表者を相手方とするものとする。ただし、やむを得ないと認められる特別の理由により、代表者以外の1人の構成員に他の構成員が当該行為に関する権限を委任している場合には、受任構成員を相手方とすることができる。

附 則

この告示は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 4 月 1 日訓令第 38 号)

この告示は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号(第6条・第9条関係)

受付番号

特定建設工事共同企業体
 経常建設共同企業体

入札参加資格審査申請書

年 月 日

東かがわ市長 殿

共同企業体の所在地
 共同企業体の名称

共同企業体

代表者 住 所
 商号又は名称
 代表者氏名 印

住 所
 商号又は名称
 代表者氏名 印

この度、貴市に係る建設工事の指名競争入札に参加したいので、別冊指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この入札参加資格審査申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

入札参加資格審査の対象となる建設業法の許可業種(工事)

入札参加資格審査の対象となる建設業法の許可業種(工事)

構成員の商号又は名称	許 可 番 号	許 可 年 月 日
	許可(-) 第 号	年 月 日
	許可(-) 第 号	年 月 日

様式第2号(第12条関係)

工 事 請 負 契 約 書

- 1 工 事 名
 2 工 事 の 場 所
 3 工 期 自 年 月 日 至 年 月 日

請負代金額		億	千	百	十	万	千	百	十	円
請負代金額のうち 消費税及び地方消 費税の額		億	千	百	十	万	千	百	十	円
契約保証金額		億	千	百	十	万	千	百	十	円

〔建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無〕
 該当する(分別解体等の方法等については、別紙のとおり)
 該当しない

上記の工事について、発注者東かがわ市と請負者 共同企業体とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、東かがわ市建設工事執行規則第28条第2項の規定に基づき市長が定める工事請負約款により請負契約を締結し、真義に従って誠実にこれを履行するものとする。

請負者の各構成員は、別添 共同企業体協定書に従い、上記の工事を共同連帯して請け負い、その他契約上生じる債務につき発注者に対して連帯責任を負うものとする。発注者は、工事の監督及び請負代金の支払等の契約に基づく行為については、すべて請負者の代表者又は受任構成員を相手方とし、代表者又は受任構成員へ通知した事項は、他の構成員にも通知したものとみなす。

本契約の証として本書 通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 東かがわ市
 住所
 契約担当者職氏名 印

請負者 共同企業体の所在地
 共同企業体の名称
 共同企業体

代 表 者 住 所
 商号又は名称
 代 表 者 氏 名 印
 住 所
 商号又は名称
 代 表 者 氏 名 印

- 備考 1 請負代金額等の金額欄には、アラビア数字をもってインクで記入するとともに、頭書に¥の記号を付記すること。
 2 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」については、いずれかの「レ」を記入し、該当する場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条に規定する事項を記載した書面を添付すること。